

平成 29 年 3 月 3 日

修了考査の再受験にあたって

このご案内は、修了考査で実務修習の修了が認められなかった方へのご案内となります。

修了考査で実務修習の修了が認められなかった場合は、一般実地演習細分化類型等の内から、指定された 13 件の細分化類型等の案件を再履修し、改めて単元の認定を受けることが必要となります。

この 13 件の一般実地演習の単元認定の条件を満たすことにより、改めて修了考査を受験することができます。ただし、1 件でも単元非認定の場合は実務修習の終了となりますのでご注意ください。

また、一般実地演習 13 件の履修期間は 1 年又は 2 年で、次回又は次々回の修了考査のいずれかの受験を希望するかにより、履修期間を選択します。履修期間別に履修の仕方も異なりますので、履修の仕方をよくご確認のうえ、履修期間を選択してください。

申請手続き等について、以下にご案内していますので、必要な手続きを行ったうえで、演習を行うようにしてください。なお、指定の時期に申請を行わない場合は、実務修習終了となります。

※ 修了考査を複数回不合格となった場合でも、実務修習期間をあけずに一般実地演習 13 件の再履修を継続する場合には、修了考査は受験できます。

ただし、1 件でも単元非認定となった場合は、実務修習終了となります。本件に該当することとなった場合には、本案内Ⅲ（p.11～15）の救済措置に沿って、再々履修申請及び非認定となった単元の再々履修を行ってください。

I. 再受験のための再履修の申請手続きについて

修了考査を再受験するために一般実地演習 13 件の再履修を行う場合には、再履修の申請手続きを行う必要があります。

実地演習を行う再履修期間は 1 年又は 2 年で、申請時に選択します。いつ修了考査を受験したいかにより、実地演習 13 件を行う再履修期間を選択することになります。

以下の要領に従い申請を行ってください。

1. 申請書類

提出する申請書等は、次の 2 点です。必要事項を記入し、公益社団法人日本不動産

鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）実務修習担当課宛に申請を行います。申請に当たっては、下記 5.注意事項をご確認ください。

なお、次の様式は、本会ホームページの「実務修習生へのご案内」の「各種手続き等」欄に掲載しています。

(1) 修了考査再受験のための実地演習 13 件再履修申請書

〔記載要領〕

- a. 申請書の右肩にある年月日は、申請書を提出する日付をご記入ください。
- b. 1 年又は 2 年の実地演習 13 件の再履修期間が決まりましたら、再履修申請書の「2. 実地演習 13 件を行う再履修期間」の欄の該当年数に○を付してください。

(2) 承諾書

〔記載要領〕

- a. 承諾書にある年月日は、提出する日付をご記入ください。
- b. 1 年又は 2 年の実地演習 13 件の再履修期間が決まりましたら、上段の空欄箇所に該当年数を記入してください。
- c. 氏名欄は、署名捺印してください。

2. 申請方法

- (1) 郵送（書留）により、本会実務修習担当課宛に申請してください。
- (2) 封筒の表面には、朱書きで「修了考査再受験の再履修申請書在中」と記載してください。裏面には、氏名及び修習生番号を明記してください。
- (3) 送付先は、次のとおりです。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9 階

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課宛

3. 申請期間

申請期間は次のとおりです。

平成 29 年 3 月 31 日（金） ～ 平成 29 年 4 月 10 日（月）（消印有効）

4. 料金の支払い（表示の金額はいずれも消費税込）

本会宛てに納入する料金は、演習に係る審査料 13 件分の 48,100 円（1 件 3,700 円）となります。

実地演習の指導料 1 件 42,100 円の 13 件分合計 547,300 円（税込上限金額）は、直接、実地演習実施大学又は実地演習実施鑑定業者に納入することとなります。この料金については、各実地演習実施機関の都合により、免除又は減額されることがありますので、各機関及び指導鑑定士に、料金、振込先等詳細を確認のうえ、料金を支払うようにしてください。

なお、本会への料金（審査料）の振込先は次のとおりですので、銀行振り込みにて、料金を納入してください。また、料金の入金締切日は、平成 29 年 4 月 10 日（月）です。

金融機関	みずほ銀行	支 店	虎ノ門
口座種別	普 通	口座番号	2 8 8 0 7 8 2
口座名義	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会		

※ 振込手数料は、各自負担してください。

※ 修習生と入金者の氏名が異なる場合（会社名で複数名分振り込む場合等）は、本会実務修習担当課宛てに、その内訳（振込日、入金者名、修習生名、修習生番号、振込金融機関名）を明記のうえ、ファクシミリ（03 - 3436 - 6450）にて必ず通知してください。

5. 注意事項

(1) 実地演習 13 件の再履修期間 1 年又は 2 年の選択

実地演習 13 件を行える期間は 1 年又は 2 年で、申請時に選択します。再履修申請書への記入の仕方は、上記 1 の記載要領を確認してください。なお、実地演習 13 件の再履修期間を選択する際には、次のことに注意してください。

- ① 修了考査を受験できるのは、全単元の認定を受けた後になります。修了考査をいつ受験したいかにより、実地演習 13 件の再履修期間を選択する必要があります。
- ② 申請後の期間変更はできません。
- ③ 再履修期間を 1 年とした場合は、実質的な演習期間は 7 ヶ月となります。また、再履修期間を 2 年とした場合は実質 1 年 7 ヶ月となります。

また、修了考査再受験のための再履修期間内において、一部単元については、再々履修ができる場合があります（p.11～15 参照）。履修期間 1 年と 2 年の選択の別により、再々履修の仕方も変わりますので、内容をよく確認し、期間を選択してください。

- ④ 再履修（再々履修含む。）で実地演習 13 件の単元が 1 件でも非認定となった場合は、実務修習終了となりますので十分注意してください。

※ 実地演習 13 件を行う再履修期間を 1 年とした場合は、平成 30 年 1 月中旬から 2 月中旬に実施予定の第 11 回修了考査を受験することができます。実地演習 13 件を行う再履修期間を 2 年とした場合は、平成 31 年 1 月中旬から 2 月頃実施の第 12 回修了考査を受験することができます。

(2) 実地演習実施機関及び指導鑑定士

一般実地演習の再履修に当たっては、実地演習実施機関及び指導鑑定士の指導を受けることが当然必要になります。指導を受けずに演習を行うことはできません。これまでと同様に実地演習実施機関からは、各報告回別に「実地演習実施状況報告書」を提出していただくことになります。

実地演習実施機関及び指導鑑定士を変更される場合は、平成 29 年 4 月 10 日(月)までに本会実務修習担当課宛に、「実地演習実施機関等の変更届出書」を提出してください。

なお、同様式は、本会ホームページ「実務修習のご案内」に掲載、ダウンロードできますのでご利用ください。

※ 前年 11 月末以降に実地演習実施機関を辞められた場合は、「実地演習実施機関等の変更届出書」の指導開始日を平成 29 年 4 月 1 日として提出してください。


Ⅱ. 再受験のための一般実地演習 13 件の再履修の仕方について

1. 再履修が必要となる細分化類型等について

修了考査を再受験するために必要となる一般実地演習の細分化類型等については、次表のとおりです。各細分化類型等別の提出物は、これまでと同じになります。指定類型実地演習は、指定様式による鑑定評価報告書等一式の報告が必要で、その他の細分化類型等の案件については、実地演習報告内訳書で報告を行うこととなります。

○表1 再履修が必要となる実地演習必須類型等13件の内訳一覧

番号	分類		件数	細分化類型等	類型等別番号	再履修期間別の報告時期		
	種別	類型等				1年	2年	
2	宅地	更地	2件	商業地	更地2	平成29年4月1日から同年7月末日までに演習を行い報告しなければならない7案件	平成30年3月末日締切として報告	
4				大規模画地	更地4			
6		借地権 底地	2件	借地権	借地権			
7				底地	底地			
11	建物及びその敷地	自用の建物及びその敷地	1件	業務用ビル	自建3		平成29年8月1日から同年10月末日までに演習を行い報告しなければならない6案件	平成30年7月末日締切として報告
13		貸家及びその敷地	3件	店舗用賃貸	貸家敷2			
14				高度利用賃貸	貸家敷3			
15				オフィス用賃貸	貸家敷4			
16		区分所有建物及びその敷地	2件	マンション	区分所有1	平成29年8月1日から同年10月末日までに演習を行い報告しなければならない6案件	平成30年10月末日締切として報告	
17	事務所・店舗			区分所有2				
19	借地権付建物	1件	商業地	借地権付建物2	平成29年10月末日締切として報告			
20	賃料	地代	1件	地代		地代		
22		家賃	1件	継続家賃	家賃2			
計			13件					

 この印は、指定類型実地演習です。

※ 提出物

演習区分	提出書類
一般 実地演習	実地演習報告内訳書
指定類型 実地演習	<ul style="list-style-type: none"> ① 鑑定評価報告書 ② 別表 ③ 附属位置図 縮尺 1/10000 又はこれに近い縮尺を原則とし、評価不動産及び採用公示地（及び基準地）を朱書きで図示した位置図 ④ 物件調書一式（細則第16条第9号に定める物件調査報告書の準用） ⑤ 想定上の鑑定評価依頼書（想定でなければ不要） ⑥ 事例カード ⑦ 実地演習報告内訳書

※ 提出方法については、本会ホームページ「実務修習のご案内」に掲載している「実地演習に係る報告書の提出方法（チェック表）」を参照すること。

3. 細分化類型等別の再履修の仕方について

再履修の仕方については、実地演習 13 件の再履修期間の選択により異なります。

以下、一般実地演習 13 件の再履修の仕方について、再履修期間 1 年又は 2 年の期間別のご案内となります。

(1) 実地演習 13 件の再履修期間を 1 年とする場合(次回修了考査の受験希望の場合)

実地演習の再履修期間を 1 年とする場合は、本年 7 月末日を締切日とする一般実地演習 7 件の報告及び本年 10 月末日を締切日とする一般実地演習 6 件の報告が必要となります(締切日については、郵便の場合は最終日消印有効。宅配便の場合は最終日必着)。

また、それぞれの期間に行うべき細分化類型等の内容も表 1 及び表 2 のとおり決まっていますので、間違いのないように注意してください。

○表 2 実地演習 13 件の再履修期間を 1 年とする場合の演習スケジュール

内容		期間	本年			翌年
			4月1日～7月末日	8月1日～10月末日	11月末日	1～2月
実地 演習	件数		7件提出	6件提出	実地演習 期間 の終了	第11回 修了考査 受験
	該当 番号		2・4・6・7 11・13・14	15・16・17 19・20・22		

○表 3 実地演習 13 件の再履修期間を 2 年とする場合の演習スケジュール

内容		期間	本年				翌年	
			4月1日～7月末日		8月1日～10月末日		11月1日～3月末日	
実地 演習	件数		3件演習		3件演習		3件演習	
	該当 番号		13	店舗用賃貸	19	借地権付建物(商業地)	2	更地(商業地)
	等		14	高度利用賃貸	20	地代	4	大規模画地
			15	オフィス用賃貸	22	継続家賃	6	借地権

内容		期間	翌年			翌々年
			4月1日～7月末日	8月1日～10月末日	11月末日	1～2月
実地 演習	件数		2件演習		実地演習 期間 の終了	第12回 修了考査 受験
	該当 番号等		7	底地		
			11	業務用ビル	17	事務所・店舗

4. 一般実地演習に係る報告書等の作成について

一般実地演習を行うに際しては、次の事項について注意して報告書を作成してください。

- (1) 実務修習審査会が、実地演習の報告書の記載例を作成しています。この記載例には、報告書を作成するにあたっての注意事項も記載されていますので、報告書の作成前にこれを確認するようにしてください。なお、この記載例については、本会ホームページ「実務修習のご案内」に掲載されています。
- (2) 書式等は、必ず、本会ホームページに掲載している最新版を使用してください。旧実地演習報告内訳書式により報告を行った場合は、原則として、単元非認定の扱いとなります。
- (3) 細分化類型等に係る用語の定義は、次表のとおりです。報告書等の作成に当たっては、これをよく確認してください。

実地演習関係の規程・細則及び運用に関する用語の定義等

【一般実地演習（細則第16条第20号関係）】

番号	細分化類型等	用語の定義及び用語に係る留意事項
2	商業地	最有効使用が商業系用途と判断される土地（沿道サービス施設地を含む）。但し、用途が併用（例：高層住宅付置義務付事務所地）の場合には、最有効使用の想定建物の床面積の過半が住宅以外のもの
4	大規模画地	標準的使用又は最有効使用が販売用不動産の開発素地と認められる更地（実務修習業務規程別表第二基本演習の類型等における第一段階に該当する土地）。但し、敷地面積は500㎡以上で、かつ、分割利用の場合には、都市計画法第29条の開発許可が必要となる場合とする。
6	借地権	書面・口頭にかかわらず、土地賃貸借契約の内容がわかるもの
7	底地	書面・口頭にかかわらず、土地賃貸借契約の内容がわかるもの
11	業務用ビル	用途を問わず、自己の業務（ホテルを含む。）の用に供する建築物で、高さが10メートルを超えるもの（工場を除く。）
13	店舗用賃貸	床面積の合計の過半が店舗の用途に供され、かつ、専用面積の過半が賃貸（空室で賃貸可能な部分を含む。）に供されている建築物
14	高度利用賃貸	都市計画法上の用途地域が商業地域で指定容積率が500%以上の地域にあり、かつ、専用面積の過半が賃貸（空室で賃貸可能な部分を含む。）に供されている建築物。但し、基準容積率500%以上は必須としない。
15	オフィス用賃貸	床面積の合計の過半がオフィスの用途に供され、かつ、専用面積の過半が賃貸（空室で賃貸可能な部分を含む。）に供されている建築物

番号	細分化類型等	用語の定義及び用語に係る留意事項
16	マンション (区分所有)	自用・賃貸を問わず、専有部分が住宅のもの
17	事務所・店舗ビル (区分所有)	自用・賃貸を問わず、専有部分が事務所又は店舗のもの
19	商業地 (借地権付建物)	自用・賃貸を問わず現況建物の床面積の過半の用途が店舗又は事務所であり、かつ、書面・口頭にかかわらず土地賃貸借契約の内容がわかるもの
20	地代	書面・口頭にかかわらず、新規地代の場合は求めるべき地代以外の予定賃貸借契約の内容がわかるもの。継続地代の場合は下記継続賃料と同じ。
22	継続家賃	書面・口頭にかかわらず、前回合意時点等の賃貸借契約内容がわかるもの

- ※1 区分所有建物及びその敷地の物件には、番号 16・17 のいずれかの細分化類型で申請することとし、番号 11・13・14・15・20 の細分化類型での提出は認められません。
- ※2 借地権付建物の物件には、番号 19 の細分化類型で申請することとし、番号 11 及び 13～17 の細分化類型での提出は認められません。
- ※3 やむを得ない場合には、同一物件で複数の細分化類型（住宅地と低層住宅等）での提出は可能ですが、単に自建てか貸家の違い（店舗と店舗用賃貸等）による提出はほとんどの過程が同一であるため認められません。

特殊複雑な案件ではなく、各細分化類型等の内容を代表する典型的な題材（案件）を選択するようにしてください。

- (4) 報告書を作成するときは、様式の項目は勿論、項目のサイズ、位置など書式を一切変えてはいけません。
- (5) 指導鑑定士は、本会認定の指導者です。鑑定評価の内容に係る疑問等は、指導鑑定士に相談してください。
- (6) 報告書は、すべて審査対象事項です。審査委員、事務局への照会は受け付けていません。
- (7) 一般実地演習の報告書等は、必ずパソコン等により作成してください。手書きでの作成提出は認めません。
- (8) 報告書は、鑑定評価報告書のすべての項目を網羅しているわけではありません。また、スペースも限られていますので、各自工夫して報告書にまとめるようしてください。
- (9) 報告書は、印刷のうえ書面にて提出します。印刷に際しては、必ず白色無地の上質紙を使用してください。

(10) 実地演習報告内訳書の作成に当たっては、次のことに留意してください。

① 実地演習報告内訳書番号について

実地演習報告内訳書の右肩にある実地演習報告内訳書番号欄は、Ⅱ. 1の表1「再履修が必要となる実地演習必須類型等13件の内訳一覧」の左端にある細分化類型等別の番号を記入します。

内訳書番号は、細分化類型等別に、この欄の番号を記入します。

細分化類型等欄は、この欄の該当するものを記入します。

○ 実地演習必須類型等13件の内訳一覧

番号	分類		件数	細分化類型等	類型等別番号
	種別	類型等			
2	1. 宅地	更地	2件	商業地	更地2
4				大規模画地	更地4

(表1の一部を表示)

② 実地演習報告内訳書の細分化類型等について

実地演習報告内訳書の上段右にある実地演習報告内訳書の細分化類型等の記入欄は、Ⅱ. 1の表1「再履修が必要となる実地演習必須類型等13件の内訳一覧」の中央記載の細分化類型等欄から、本人が申請を行う該当細分化類型等名を記入します。

③ 実地演習報告内訳書の標題横にある類型等については、必ず該当するものに○を付してください。

④ 実地演習報告内訳書の修習生及び指導鑑定士名欄は、押印する必要はありません。

5. 一般実地演習に係る報告書等の提出方法について

実地演習の報告に当たっての提出期限については、表1・2・3に記載されていますので、そちらでご確認ください。なお、提出締切日は、期間別に月末日消印有効(郵便の場合のみ。宅配便の場合は表示期日必着。持参不可)としています。

また、報告書の提出受付開始日は、原則、提出締切日の14日前からとします。

(1) 提出先

報告書等の提出先は、いずれも本会実務修習担当課宛です。

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9 階

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課宛

(2) 提出方法

一般実地演習に係る報告書等の提出方法は、次のとおりです。

- ① 提出物は、原則として、「書留」により郵送してください。なお、指定の提出手続ではない普通郵便、宅配便等で送付し、提出物が不明もしくは提出締切日後の到着となった場合は、非認定の取扱いとなります。

※ 持参による提出は認めていません（持参による提出は受理しません）。

- ② 報告書の提出に当たっては、修習生ごとに提出してください。複数の修習生の報告書を同一の封筒等にまとめて提出することはできません。

- ③ 一人で複数の報告書を提出するときには、必ず一つの封筒等にまとめて提出してください。1 件ずつバラバラに提出してはいけません。

- ④ 送付用封筒の表には、それぞれ送付する内容別に、「修了考査の再受験演習」と朱書きで記載してください。また、封筒の裏には、明確に分かるように、大きく実務修習生番号と氏名を必ず記入してください。

- ⑤ 報告書の提出に当たっては、すべて片面で印刷し、正本と副本を分け、正一式・副一式を 1 部ずつを提出してください(副本は正本のコピーで結構です。副本は、資料も含めて全てのものを 1 部提出してください)。

実地演習報告内訳書は、細分化類型の番号順に正本は正本、副本は副本ごとにまとめ、左肩の 1ヶ所のみクリップとめし、提出してください。

ア. 副本は、添付資料等を含めた全てとなります。また、副本は、実地演習報告内訳書を除き、原則として A4 サイズにて提出してください。正本のサイズが異なる資料等については、縮小拡大して、全て A4 サイズに統一してください。

イ. 提出物は、正本一式、副本一式ごとに一ヶ所のみクリップとめとし、ホチキス留め、製本等はしないでください。

※ 提出された報告書は、そのままの形で審査会に報告されますので、資料の順番等、間違えのないように、またバラバラにならないようにしっかり留めてください。

ウ. 報告書は複写して使用することがあります。地図などに複写されない蛍光ペン等によるマーク等はしないでください。

エ. A3 サイズの実地演習報告内訳書は、印刷面を表に二つ折りにして、A4 サイズのその他の報告書は折らずにそのまま送付してください。

- ⑥ 審査会の判断により、案件別に鑑定評価報告書を求めることや提出書類の再提出を求める場合がありますが、その際も⑤により、正本1部と副本1部を提出してください。

なお、鑑定評価報告書の提出を求められた場合には、全てA4サイズに縮小拡大して提出してください。

- ⑦ 報告書類の差し替えは一切行いません。報告書の提出は、十分に確認してから行ってください。なお、指定期日を過ぎて提出されても審査が行われませんので、全て非認定扱いとなります。この場合、実地演習を修了することができなくなります。

Ⅲ. 修了考査再受験のための再履修期間内における

一般実地演習13件に係る再々履修（救済措置）について

修了考査再受験のための再履修で、一般実地演習の単元が非認定となった場合は、実務修習を終了しなければなりません。そこで、各再履修期間別に、次のような再々履修（救済）措置を設けておりますのでお知らせします。

なお、再々履修を行う場合は、「再履修申請書（実地演習用）」により申請を行い、該当件数の審査料等を支払う必要があります。

また、この再々履修（救済）措置については、改めて対象者にご案内はしませんので、各自該当することとなった場合には、次の点に注意して適宜再々履修を行うようにしてください。

- ① 申請された再履修期間別に、細分化類型等毎に再々履修を行える時期（報告回）が指定されています。
- ② 全ての細分化類型等について再履修を行えるわけではありません。
- ③ 再々履修とは、当初申請した期間において指定されたとおりに一度履修し、単元非認定となった場合のみ認められるものです。

指定された時期に再履修を行わず、再々履修時期になって、再々履修を行おうとしても再々履修の取り扱いとはなりません。

したがって、再履修期間内に未報告案件があった場合は、実務修習を終了しなければならなくなりますのでご注意ください。

以下、再々履修の仕方について、再履修期間1年又は2年の期間別の区分によりご案内

内いたします。

1. 再履修期間を1年とされた方の場合

実地演習 13 件の再履修期間を1年とされた方の再々履修の仕方は、次のとおりです（表 4 参照）。

(1) 本年 4 月 1 日から 7 月末日までに行った演習 7 案件について、審査の結果、非認定となった場合、この 7 案件については、次回報告時(本年 10 月末日締切)までに、再々履修を行い再度報告を行うことができます。

また、再々履修を行うということは、従前の鑑定評価報告書を手直しして再提出することではありません。8 月 1 日から 10 月末日までの間に鑑定評価を改めて行う必要があります。

(2) 10 月末日報告締切の 6 案件については、再々履修措置はありません。

したがって、10 月末日までに報告を行った 6 案件の演習が非認定となった場合は、修了考査を再受験することなく実務修習を終了しなければならないこととなります。

○表 4 実地演習 13 件の再履修期間を1年とされた方の再々履修(救済)措置(内容)

内容	期間	本年	
		4 月 1 日～7 月末日	8 月 1 日～10 月末日
実地 演習	件数	7 件提出	6 件提出
	該当 番号	2・4・6・7 11・13・14	15・16・17 19・20・22

※ 該当番号は、表 1 の細分化類型等別の番号を表示していません。

※参照のこと。

7 月末日までに行った 7 件については、再々履修のうえ、次回に再度報告を行うことができます。

この 6 案件については、再々履修を行うことはできません。非認定となった場合は修了考査を再受験することなく実務修習終了となります。

※ 7 月末日まで報告した 7 案件の審査結果については、すぐに結果が分かるわけではありません。再々履修をする場合の演習期間は通常よりも短くなります。

なお、本措置は特例ですので、審査結果の通知が遅くなった場合でも 10 月末日までの報告期日（期間）について、一切変更や猶予は行われません。

2. 再履修期間を2年とされた方の場合

実地演習13件の再履修期間を2年とされた方の再々履修の仕方は、次のとおりです（表5参照）。

- (1) 平成29年4月1日から7月末日までに行った演習3案件について、審査の結果、非認定となった場合、次々回の報告期間内（平成30年3月末日締切）に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。
- (2) 平成29年8月1日から10月末日までに行った演習3案件が非認定となった場合、この3案件を次々回の報告期間内（平成30年7月末日締切）に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。
- (3) 平成29年11月1日から翌年3月末日までに行った演習3案件が非認定となった場合、この3案件を次々回の報告期間内（平成30年10月末日締切）に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。

なお、当該期間においては、平成29年7月末日締切分の再々履修案件を報告できることになっていますが、これらの再々履修案件が、審査の結果、再度非認定となった場合は、次々回の報告期間内（平成30年10月末日締切）に再々履修を行い報告を行うこともできます。

- (4) 平成30年4月1日から7月末日までに行った演習2案件が非認定となった場合、この2案件を次々回の報告期間内（平成30年10月末日締切）に再々履修を行い、再度報告を行うことができます。

なお、当該期間においては、平成29年10月末日締切分の再々履修案件を報告できることになっていますが、これらの再々履修案件が、審査の結果、再度非認定となった場合は、次々回の報告期間内（平成30年10月末日締切）に再々履修を行い報告を行うこともできます。

- (5) 再々履修（再々々履修含む。）に当たっては、次のことに注意してください。
 - ① 再履修期間の2年目に行う平成30年10月末日の第5回報告分に提出された案件については、再々履修はできません。したがって、第5回報告分の演習が非認定となった場合は、修了考査を再受験することなく実務修習を終了しなければならないこととなります。
 - ② 再々履修を行う場合は、改めて当該演習期間に鑑定評価を行うことが必要です。非認定となった案件を修正して再提出することではありませんのでご注意ください。
 - ③ 実地演習を再々履修するに当たっては、再履修申請手続きと併せて別途費用が発生します。

○表5 実地演習13件の再履修期間を2年とされた方の再々履修(救済)措置(内容)

内容		本年			翌年						
		4月1日～7月末日	8月1日～10月末日	11月1日～3月末日	4月1日～7月末日	8月1日～10月末日					
実地 演習	件数	3件演習		3件演習		3件演習		2件演習		2件演習	
	該当	13	店舗用賃貸	19	借地権付建物商業地	2	商業地	7	底地	16	マンション
	番号	14	高度利用賃貸	20	地代	4	大規模画地	11	業務用ビル	17	事務所・店舗
	等	15	オフィス用賃貸	22	継続家賃	6	借地権				
報告回		1		2		3		4		5	

※ 該当番号等欄の番号は、表1の細分化類型等別の番号と細分化類型等の名称を表示しています。

1回目の報告分は、3回目の報告期間内に再々履修を行い、報告を行うことができます。
 なお、この3件は、3回目の報告で非認定になった場合5回目の報告で再々履修することができます。

2回目の報告分は、4回目の報告期間内に再々履修を行い報告を行うことができます。
 なお、この3件は、4回目の報告で非認定になった場合5回目の報告で再々履修することができます。

3回目・4回目の報告分は、5回目の報告期間内に再々履修を行い報告を行うことができます。

5回目の報告分については、再々履修制度の適用はありません。

3. 再々履修するための申請手続きについて

再々履修を行う場合は、「再履修申請書(実地演習用)」に必要事項をご記入のうえ、本会実務修習担当課宛てに申請を行います。なお、再々履修の申請は各報告回毎に行います。

再履修申請書には、その報告回に追加報告する細分化類型等(再々履修する分のみ)を記入して申請を行ってください。

なお、申請書の提出期限は、それぞれ再々履修の報告を行う報告回最終日(報告書の提出締切日と同じ)までとなりますので、再々履修した細分化類型等の報告とあわせて提出していただければ結構です。

4. 再々履修の料金と支払い方法について

実地演習の再々履修を行おうとする場合は、それぞれ該当件数分の審査料と指導料が新たに発生します。審査料 1 件 3,700 円 (税込)、指導料 1 件 42,100 円 (税込上限) で、これに必要な件数分を乗じた合計金額が、それぞれ必要になります。

指導料の支払いについては、実地演習実施機関又は指導鑑定士の指示に従ってください。

審査料については、それぞれ再々履修を行おうとする件数分の審査料を、各報告回別の申請・報告を行う 7 日前までに、本会宛てに納入してください (振込手数料は各自ご負担ください)。入金が確認できない場合は、再々履修申請を受理しかねる場合があります。

5. 実地演習実施状況報告書について

標記の報告書は、実地演習実施機関が実務修習生毎に作成し、1 年を 3 期に分けた実地演習の報告時に、本会へ提出することが義務付けられているものです。

この実地演習実施状況報告書は、指導鑑定士が修習生に指導したこと、当該内容、指導日等を証明するもので、修習生が報告した内容と一致することが必要です。

については、実地演習実施機関がこの報告書を提出するに当たり、当該内容 (細分化類型等、件数、実地演習報告内訳書番号) と修習生各位が行う報告の内容とが合っているか、修習生におかれても念のため確認されることをおすすめします。

参考までに実地演習実施状況報告書の記載例を添付しています。

なお、修習生が実地演習の報告を行う時に、実地演習実施状況報告書を同封送付してもいただいても差し支えありません。

<お問い合わせ先>

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 実務修習担当課
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-11-15 SVAX TT ビル 9 階
電話 03 - 3434 - 2301 / FAX 03 - 3436 - 6450
e-mail : kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp

記載例 修了審査再受験のための実地演習 13 件再履修申請書

平成 ○年 4月 1日

提出日を記入します

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会会長 殿

修習生番号 △ - 1 - 0650

修習生氏名 鑑 定 太 郎

鑑定
太郎

修了審査再受験のための実地演習13件再履修申請書

私は、修了審査を再受験するため、実地演習13件を再履修いたしたく、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第35条第2項に基づき申請いたします。

1. 当初申請した実務修習期間 (いずれかに○を付して下さい。)

(1) ○1年・ 2年 ・ 3年

(2) 実務修習の開始日 …… 平成 □ 年 12 月 1 日

2. 実地演習13件を行う再履修期間 (いずれかに○を付して下さい。)

○1年・ 2年

3. 連絡先(郵便番号・住所・電話番号)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル9階

電話 03-3434-2301

以 上

承 諾 書

1年又は2年の
申請年数を記
入します。

私は、自ら選択した修了考査再受験のための再履修期間 1 年間

の内に、実務修習の全ての課程(一般実地演習13件の再履修)を修了す

ることができなかつた場合は、理由の如何を問わず、実務修習を終了す

ることを承諾します。

提出年月日を記
入します。

平成 ○年 4月 1日

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会会長 殿

受験整理票等で 確認の
うえ、ご記入ください。

実務修習生番号 △ - 1 - 0600

氏 名 鑑 定 太 郎 鑑定

署名のうえ、
押印して下さい。

記載例 実地演習実施状況報告書

実地演習実施状況報告書
(通常履修 ・ 期間延長 (修了考査再受験))

提出日を記入して下さい。 → 年 月 日

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会 殿

実地演習を次のとおり実施しましたので、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会実務修習業務規程第28条の規定に基づき報告いたします。

実地演習実施機関名 _____ 業者名又は大学名の記入 _____ 業者代表者印・社判・実施機関代表者印
 代表者氏名 _____ 業者代表者、実地演習実施機関代表者(部課長等) _____ 若しくは指導鑑定士名印を押印
 _____ 又は指導鑑定士の氏名を記入 _____ 印

修習生氏名		鑑定太郎 修習生証で確認して下さい。 → 修習生番号 (△-1-0000)							
実務修習期間コース		当初選択した期間 → 1年コース を記入		みなし履修の件数		該当数字又は一 件			
演習実施期間		平成〇年8月1日～平成〇年10月31日 演習実施期間は、原則1年を3回に分けた期間で該当する期間を記入します。							
実地演習報告 内訳書番号	類型等	細分化類型等	件数		実地演習報告 内訳書番号	類型等	細分化類型等	件数	
			当期	累計				当期	累計
1	更地 建付地	住宅地			12	貸家 及び その 敷地	居住用賃貸		
2		商業地		1	13		店舗用賃貸		1
3		工業地			14		高度利用賃貸		1
4		大規模画地		1	15		オフィス用賃貸	1	1
5		建付地			16	区分所有建 物及びその 敷地	マンション	1	1
6	借地権 ・底地	借地権		1	17		事務所・店舗	1	1
7		底地		1	18	住宅地			
8	宅地見 込地等	宅地見込地			19	借地権 付建物	商業地	1	1
9	自用の 建物及 びその 敷地	低層住宅			20		地代	地代	1
10		※ 累計の欄は、再履修期間内に報告した件数を記入して下さい。							
11		非認定となった案件は記入しないで下さい。							
小 計 (1)			0	5	小 計 (2)			6	8

物件調査実地演習	<input checked="" type="checkbox"/> 提出	<input type="checkbox"/> 未提出	合計 (1) + (2)	6	13
----------	--	------------------------------	--------------	---	----

毎回○を付して下さい。みなし履修で認定された場合も○をして下さい。

修習生に対して指導を行った日にち			8月 3日	8月 6日	8月13日	8月20日
8月26日	9月 5日	9月 8日	9月16日	9月22日	9月25日	9月30日
10月 5日	10月11日	10月16日	10月22日	10月18日	～10月21日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

修習生は、1週間に1日以上、指導鑑定士の直接指導を受けなければならないため、必ず記入して下さい。

指導日が連続する場合は、次のような記載の仕方にして下さい。 → 10月18日 ～10月21日

記載例 再履修申請書（実地演習用）

提出日を記入します。 → 平成 ○年 10月 30日

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会会長 殿

修習生証で確認のうえ記入 → 第 △ 回実務修習 2 年コース
 修習生番号 △ - 2 - 8000
 修習生氏名 鑑 定 太 郎 **鑑定**
 押印

再履修申請書（実地演習用）

私は、実務修習・実地演習課程について、次のとおり、再履修いたしたく、ここに申請いたします。

1. 再履修等の種類 （該当する方に○を付して下さい。）

実務修習期間内の再履修等 ・ **延長期間における再履修等**

2. 再履修申請する内訳 （該当する報告回、年月、件数を記入して下さい。 **報告するときの年月を記入します。**）

実地演習		第 一 回報告分 ・ 平成 ○年 7 月末締切分						
番号	分 類		再履修申請する件数	番号	分 類		再履修申請する件数	
	種別	類型等			種別	類型等		
1	宅地	更地 建付地	住宅地		建物及 びその 敷地	貸家 及び その 敷地	居住用賃貸	
2			商業地				店舗用賃貸	
3			工業地				高度利用賃貸	
4			大規模画地 建付地	1			オフィス用賃貸	
5		借地権 底 地	借地権	17		区分所有 建物及び その敷地	マンション	
6			底地	18			事務所・店舗	
7			見込地 等	宅地見込 地・農地・ 林地		宅地見込地		借地権 付建物
8	建物及 びその 敷地	自用の建物 及び その敷地	低層住宅		賃 料	地 代 家 賃	地 代	
9			店 舗				新規家賃	
10			業務用ビル				継続家賃	
11				22				

3. 連絡先

(1) 住 所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル9階
 (2) 電 話 03 - 3434 - 2301 (3) F A X 03 - 3436 - 6450
 (4) メール・アドレス kensyuka@fudousan-kanteishi.or.jp

以 上

再々履修を行った細分化類型等欄に提出件数を記入。
 件数は、再々履修する分のみ記入します。